

台東区障害福祉計画 の概要

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨（1ページ）

現状における課題を整理するとともに、将来の需要を的確に把握し、計画的に施策を推進していくために、これまでの「台東区障害者福祉計画（推進5か年プラン）」や「障害福祉計画（第1期）」を見直し、策定するものです。

2. 計画の性格（2ページ）

障害者基本法で定める「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法で定める「市町村障害福祉計画」（第2期）に相当し、両計画を一体的なものとして策定します。

「いきいき・たいとう推進プラン」の個別計画として位置づけられ、「台東区長期総合計画」を踏まえ、また「行政計画」等の諸計画と調和・連携する計画とします。

3. 計画期間（3ページ）

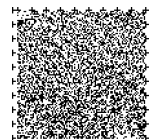
平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

4. 計画の推進体制（4ページ）

障害者福祉施策推進協議会に報告し、同協議会の意見等を踏まえ、推進していくものとします。国や東京都の制度を最大限活用することにより効率的な事業運営を目指します。また、障害者福祉施策の充実や制度の見直しについて、必要に応じて国や東京都に要望していきます。

第1章 障害者の状況（5～34ページ）

1. 障害者数
2. 在宅サービスの現状
3. 障害者支援施設の利用状況
4. 日中活動の場の状況
5. 療育・保育・教育の状況
6. 障害者の就労状況
7. 障害福祉アンケート調査結果



第2章 障害者施策推進の考え方

1. 障害者施策の基本理念(35ページ)

ノーマライゼーションの理念のもと、人と人が支えあい、おぎない合うことにより、障害のある人も、ない人も、共にいきいきと暮らせる社会の実現

2. 計画の目標(36～38ページ)

- ・ (仮称)清川二丁目福祉施設の開設、区内障害者施設の再編整備
- ・ グループホーム・ケアホームの計画的整備
- ・ 地域自立支援協議会の充実、相談支援事業の充実
- ・ 地域生活を支える在宅サービスの充実
- ・ 条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活を支える仕組みづくり
- ・ 一般就労の促進と福祉的就労における支援の充実
- ・ 移動の円滑化、コミュニケーションの円滑化を図る施策の推進

基本目標(37ページ)

地域生活支援の充実

障害児に対する支援の充実

就労支援の充実

暮らしを支える環境の確保

第3章 障害者施策推進の課題と取り組み

1. 重点課題と取り組みの体系(39ページ)

2. 9つの重点課題と取り組み(40～70ページ)

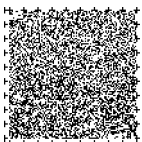
【基本目標 1】 地域生活支援の充実

重点課題1 相談支援の充実(40～42ページ)

地域自立支援協議会の充実

台東区地域自立支援協議会の充実

相談支援の公平性・中立性の確保や地域の様々な機関との協力・協働を進めるためにも、さらに充実します。



相談支援の充実

個別支援会議で出された地域の課題等を地域自立支援協議会に反映できる体制を構築します。

相談支援体制の充実

相談支援事業所の整備

委託相談支援事業所を3か所整備します。

相談支援従事者の資質の向上

研修会や地域自立支援協議会の開催を通じて、相談支援従事者の資質の向上を図ります。

ピアサポートの充実

ピアカウンセリング事業の充実

ピアカウンセリング事業充実のため、引き続き広報・周知に努めます。

社会生活訓練事業の充実

障害当事者によるサポートなど社会生活訓練事業を充実します。

住宅相談体制の整備

債務保証制度等の活用促進

台東区高齢者等家賃等債務保証制度、国土交通省の「あんしん賃貸支援事業」や(財)高齢者住宅財団実施の家賃債務保証制度の周知、活用の推進を行います。

啓発・情報提供

家主・不動産業者等への理解を深めるための啓発活動や障害者への住居の情報提供を推進します。

重点課題2 在宅サービスの充実 (43～46ページ)

障害者に対する在宅支援

障害福祉サービスの充実

サービスの見込み量に応じた提供体制確保を図ります。また、(仮称)清川二丁目福祉施設においてショートステイを実施します。

移動支援の充実

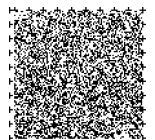
移動支援について利用者のニーズに対応した充実を図ります。

精神障害者に対する在宅支援

精神障害者障害福祉サービスの充実

精神障害者障害福祉サービスの充実を図るとともに、ショートステイの充実をはかります。

精神障害者のショートステイの充実



病院からの退院促進や、グループホーム退去者のフォロー等が区内で可能となるよう「都型ショートステイ事業」を実施します。

単身生活サポート事業の実施

グループホーム退所者の一般住宅入居支援や自活後の生活支援を行う「単身生活サポート事業」を実施します。

障害者の高齢化への対応

高齢者施策との連携強化

障害の状況に応じて障害福祉サービスも提供していますが、今後も適切な対応ができるよう、更に高齢福祉分野との連携を強めます。

地域リハビリテーションの充実

機能回復訓練事業・中途障害者対象の交流会の充実

機能回復訓練事業や中途障害者対象の交流会を引き続き実施します。

地域リハビリテーション支援センター的機能の整備

「健康たいとう 21 推進計画」に基づき、地域リハビリテーション支援センター的機能を区立台東病院に整備します。

重点課題 3 権利擁護の推進 (47～48ページ)

権利擁護センターとの連携

地域福祉権利擁護事業との連携強化

権利擁護センター(台東区社会福祉協議会)で実施している、地域福祉権利擁護事業、福祉サービス利用援助事業、財産保全サービス、成年後見利用支援等との連携を強化します。

福祉サービス第三者評価の充実

福祉サービス第三者評価の受審促進

区内障害者施設の受審を計画的に行うことに加え、障害福祉サービス事業者の第三者評価受審を推進します。障害福祉サービス事業者の計画的な受審促進 各年度 1ヶ所

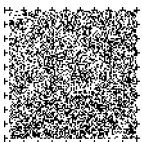
虐待防止に対する取り組み

地域自立支援協議会の機能強化

個別支援会議等を通じた早期発見と対応を充実すると共に、子ども家庭支援センターや地域包括支援センターなどとの連携を強化します。

虐待防止に関する意識啓発

虐待防止に関する意識啓発のため、サービス提供者や家族に対する障害者虐待防止に関するセミ



ナーを実施します。また、地域自立支援協議会において、虐待防止マニュアルの作成等について検討を行います。

【基本目標 2】 障害児に対する支援の充実

重点課題4 障害の発見と支援の充実(49～53ページ)

障害の早期発見

乳幼児健診の推進

引き続き乳幼児健診を推進し、療育機関との連携を強化します。

子どもに関わる関係機関職員の資質向上

子どもに関わる関係機関職員の対応力を高めるため、研修会等により資質向上を行います。

発達障害児への対応

発達障害児への対応については、保健・福祉・教育等の職員で構成する総合発達支援体制庁内検討会において、発達障害に対する理解促進や相談体制の連携強化などを推進していきます。

保護者・家族への啓発

保護者や家族の理解を得るためにも区民への啓発活動を行います。

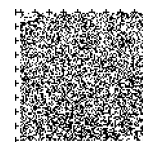
年齢に応じた支援の充実

乳幼児期の支援

- ・ 引き続き幼稚園、保育園における障害児の受け入れを促進します。
- ・ 幼児療育機関(松が谷福祉会館)による巡回訪問など児童デイサービスと関係機関との連携を強化します。
- ・ 日中一時支援(日帰りのショートステイ)の充実など、障害をもつ乳幼児を抱える家族に対する支援を充実します。

学齢期の支援

- ・ 支援が必要な障害児に対する通学の際のガイドヘルパー派遣(障害児通学支援)を拡充します。
- ・ 長期休業期間や放課後の支援のため、障害児に対する放課後対策を平成21年度中に実施します。また、こどもクラブでの障害児の受け入れ拡大については、モデル事業を実施し検討していきます。
- ・ 就学相談を充実します。
- ・ 特別支援教育に携わる教職員等を対象に研修を実施し、資質向上を図り児童・生徒の指導に生かします。
- ・ 支援を必要とする児童・生徒の安全確保の支援を行います。
- ・ 専門家の特別な教育的巡回指導により、配慮を要する児童・生徒と学校・教職員に対し適切な指導・助言を行います。



- ・ 特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小中学校と交流する、副籍制度を充実します。

卒業後の対策

- ・ 在学中から特別支援学校と就労支援室の連携体制を構築します。
- ・ 特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議を開催します。

相談支援の充実

乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援体制

各支援機関の連携によるネットワークの強化を行い、乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援の体制を充実します。

各支援機関の連携（ネットワーク）の強化

- ・ 保護者の希望により幼児療育（松が谷福祉会館）での「個別支援計画」、学齢期の「就学支援シート」「個別の教育支援計画」、相談支援事業者が作成する「個別支援計画」、就労支援事業における「移行支援計画」を繋げることにより、ライフステージに応じた相談支援機関の連携を図ります。
- ・ 身近な幼稚園、保育園、学校など子どもに関わる身近な機関での相談支援と療育機関との連携を強化します。また、それぞれの機関で相談が受けられる体制整備のため、職員のスキルアップを図ります。

【基本目標 3】 就労支援の充実

重点課題5 障害者の雇用・就労支援体制の整備（54～57ページ）

安心してチャレンジできる体制の整備

就労支援室の強化

就労支援室のジョブコーチの更なる資質の向上に努め支援体制の充実を図ります。また、企業等に対するアプローチを強め、就労の場の確保を行います。

特別支援学校等との連携の強化

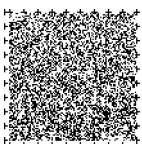
特別支援学校との連携を強化し、就学期から就労に向けた体制づくりを行います。

就労支援事業の実施

区内で就労移行支援事業を行うことにより、新規卒業者や一般就労を希望する障害者の一般就労に向けた訓練や、離職者の再チャレンジのための訓練等が行える体制を（仮称）障害者支援センターの整備に合わせて実施します。

就労意欲促進の取り組み

就労トレーニング事業



区役所等で行う職場体験訓練である就労トレーニング事業を通じて、障害者の社会参加の場を提供し、就労意欲の向上を図ります。

障害者、家族等に対する就労意識の啓発

障害者雇用企業の紹介などの情報提供を充実します。また、地域自立支援協議会による研修会等を開催し、障害者や家族に対する意識啓発を行います。

福祉的就労から一般就労への移行支援・促進

福祉作業所、共同作業所、つばさ福祉会と就労支援室の連携により、一般就労を希望する障害者に対し、一般就労へ向けた支援を行います。

地域のネットワークによる支援

地域の雇用機関等との連携強化

台東区地域雇用問題連絡会議や地域自立支援協議会就労部会を通じた地域の雇用機関等との連携を強化します。

企業に対する啓発

ハローワークとの連携により、障害者雇用に関する法改正などの情報を発信し、企業に対する啓発に努めます。

福祉的就労をしている障害者への支援

福祉作業所等経営ネットワーク支援

区内の授産施設や作業所等の製品販路及び受注先の開拓や製品開発を行うことにより、授産施設や作業所等の経営力を更に強化し、利用者の工賃アップと勤労意欲の向上を図ります。

区内就労継続支援事業所の安定的な運営支援

就労継続支援事業への移行を行った事業所や今後移行する事業所が継続して運営できるように必要な支援を行います。

障害者支援施設における受注機会の拡大

作業所等の業務内容等の把握を行い、公平性や経済性などの確保に留意しつつ、官公需に係る作業所等の受注機会の拡大に努めます。

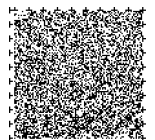
一般就労を継続できる支援体制の強化

就労中の障害者の日常生活支援を継続する仕組みづくり

就労中の障害者の日常生活支援について、就労支援室と出身作業所等や地域活動支援センターとの連携強化のもと、作業所等が支援を行う場合の仕組みについて検討します。

就労中の障害者が気軽に相談できる体制の整備

就労に関する悩みなどを気軽に相談できるようにするため、「就労移行支援事業」の実施と共に、たまり場の整備による仲間づくりや相談支援事業所と就労支援室の連携による支援を行います。



重点課題 6 居住環境の整備、日中活動の場の整備 (58～62ページ)

居住環境の整備

(仮称)清川二丁目福祉施設の整備

(仮称)清川二丁目福祉施設内に、知的障害者の地域生活支援型の入所施設及び通所施設を民間活力を活用しながら整備します。

知的障害者グループホーム・ケアホームの整備

知的障害者グループホーム・ケアホームは引き続き整備を行い23年度末に12か所を目指します。

精神障害者グループホームの整備

精神障害者グループホームの定員増を検討し、拡充します。

身体障害者の居住環境の整備

身体障害者の居住の場は、「フロム千束」の定員増により拡充します。また、国の動向等を踏まえ、身体障害者グループホームの整備について検討します。

住宅相談の充実(再掲)

台東区高齢者等家賃等債務保証制度の活用や家主・不動産業者等への理解を深めるための啓発活動や障害者への住居の情報提供を推進します。

日中活動の場の再編整備

(仮称)障害者支援センターの整備

(仮称)障害者支援センターは、「つばさ福祉工房」の新体系移行や(仮称)清川二丁目福祉施設整備の状況等による必要な見直しを行い、区内日中活動の場の中核的な施設として整備します。

(仮称)清川二丁目福祉施設の整備(再掲)

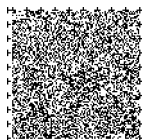
知的障害者の地域生活支援型の入所施設及び通所施設を(仮称)清川二丁目福祉施設内に整備します。

つばさ福祉工房の新体系移行支援

旧法通所授産施設の「つばさ福祉工房」の新サービス体系への移行は、(社福)つばさ福祉会と移行する新サービス体系について協議し、利用者の実態に合った体系に円滑に移行できるよう支援します。

精神障害者共同作業所の新体系移行支援

精神障害者共同作業所の法内施設への移行に際しては、現行事業が円滑に継続されるよう支援します。



【基本目標 4】 暮らしを支える環境の確保

重点課題7 防災・安全・バリアフリーのまちづくり(63～64ページ)

バリアフリー化の推進

バリアフリー化の促進

台東区交通バリアフリー基本構想に基づき、関係機関・事業者と協力し、区民施設、駅施設や病院など生活関連施設における移動等の円滑化、道路・信号など生活関連経路の移動の円滑化を図り、バリアフリー化を促進します。

オストメイト対応トイレの整備

オストメイト(人工排泄器を持つ方)対応トイレを、区内公共施設の新設や改修などの機会を捉えて整備します。

災害対策の充実

災害対策の充実

障害者のプライバシーに配慮しつつ、障害の特性に応じた災害対策を検討します。
社会参加を促進し、障害者自らが地域に関わりを持つための支援を行います。
障害者団体や地域との協働による防災訓練の実施など、共助の仕組みづくりを推進します。

災害時要援護者対策の推進

地域の防災組織や民生委員などとの連携による、支援の仕組みづくりを行います。

重点課題8 こころのバリアフリーの推進(65～66ページ)

福祉のまちづくり推進

区民参加の促進、NPOとの協働促進

区民参加を促進し、NPO等との協働により啓発活動を行い「地域における支えあい」意識の醸成を進めます。ボランティアが活動しやすい環境の整備を行い、ボランティア活動を支援します。

コミュニケーション支援の充実

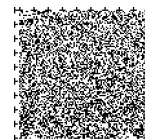
手話通訳者の配置などにより、コミュニケーションに対する支援をすすめ、誰もが地域活動に参加しやすい環境の整備を行います。

疑似体験事業の実施

心のバリアフリーを推進するため、障害者・高齢者疑似体験を行うことで、福祉のまちづくりに関する啓発活動を行います。

精神障害者の地域における支えあい

地域社会の一員として暮らしていくために、地域活動や区の実施するイベント等の行事(健康ま



つりなど)への参加を支援します。

精神疾患や精神障害についての、理解の促進、意識啓発を行うとともに、区民・企業のこころの健康づくりも進めていきます。

障害者団体自主活動支援、文化活動支援

いきいき自主活動支援

区内障害者団体が、障害者福祉の向上及び文化スポーツ意欲の向上のために自主的に行っている事業に対し支援を行います。「みんなのひろば祭」を通じて、障害者の社会参加の促進、一般区民等に対する啓発及びボランティアの育成を図ります。

障害者の文化活動支援

障害者の芸術活動の場づくりなど文化を創造するための支援を行います。また、視覚障害者に対する情報提供として、図書館等におけるCDや点字図書などの収集、貸し出しサービスなどの充実を行います。

広報・啓発活動

視覚障害者や知的障害者にも分かりやすい情報の提供に努めます。

広報や区のホームページを活用し、区民の意識啓発に努めます。

地域の社会資源活用の促進

福祉分野に限らず、健康分野や社会教育分野など地域にある様々な資源を、障害者にも使いやすいようにすると共に、情報提供等の支援を充実することにより、参加・活用を促進します。

重点課題9 マンパワー（福祉人材）の育成・確保（67～68ページ）

ガイドヘルパーの養成

引き続き、ガイドヘルパーの人材確保のため、区独自の養成研修を実施します。

手話通訳者の養成

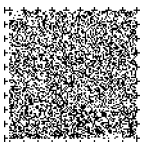
手話通訳者・要約筆記者の派遣体制を充実するとともに、引き続き通訳者養成のための研修を計画的に実施します。

ホームヘルパー等の資質の向上

区内のヘルパー事業者等の連携を強め、障害者の多様なニーズに対応できる援助技術の共有化や、具体的事例に対する研究活動などの研修会を開催し、ヘルパーの技能の向上に努めます。

ボランティア活動の推進

区民への啓発活動を通じて障害福祉サービスの意義や重要性についての理解を深める活動を行い、福祉を支える新しい人材の養成・確保を図ります。



3年後の目標 (69ページ)

第3章において掲載した事業のうち、平成21年度から平成23年度で新たに実施する事業、充実して実施する事業で、数値等による目標の設定が可能な事業について3年後の目標を掲載。

重点課題		項目	3年後の目標
1	相談支援の充実	委託相談支援事業所の整備	3か所整備
2	在宅サービスの充実	短期入所(ショートステイ)の充実	10床増 (仮称)清川二丁目福祉施設
		精神障害者「都型ショートステイ事業」	実施
		単身生活サポート事業	実施
3	権利擁護の推進	福祉サービス第三者評価	障害福祉サービス事業所 各年度1か所
4	障害の発見と支援の充実	障害児の放課後対策	実施
5	就労支援の充実	就労移行支援事業の実施	整備
6	居住環境の整備、日中活動の場の整備	知的障害者入所施設	1か所整備(30人) (仮称)清川二丁目福祉施設
		知的障害者グループホーム・ケアホーム	各年度1か所増 累計12か所
		知的障害者通所施設	1か所増 累計2か所 (仮称)清川二丁目福祉施設
		精神障害者グループホーム	定数増
		身体障害者福祉ホーム	フロム千束の定数増
		(仮称)障害者支援センター	検討・設計
		旧法支援施設の新サービス体系移行	つばさ福祉工房(身体障害者通所授産施設)の新サービス体系移行
		精神障害者共同作業所の自立支援法内施設移行	4か所 地域活動支援センター又は就労継続支援B型事業へ移行
7	防災・安全・バリアフリーのまちづくり	オストメイト対応トイレの整備	区内公共施設に5か所整備
9	マンパワー(福祉人材)の育成・確保	ガイドヘルパーの養成	養成・レベルアップ研修受講者 各年度 60人
		手話通訳者の養成	新規養成 6人
		区内事業者のレベルアップ研修	実施



第4章 数値目標とサービスの見込み量(71～79ページ)

障害者自立支援法に基づき、平成23年度末における数値目標、平成23年度までの各年度の障害福祉サービスの見込み量を掲載しました。また、達成のための方策は、第3章までに掲載した施策により行います。

1. 第2期障害福祉計画策定にかかる国の基本指針等
2. 第1期障害福祉計画の進捗状況
3. 数値目標と達成のための方策

台東区の数値目標(平成23年度における目標)

福祉施設入所者の地域生活移行

福祉施設からグループホーム、ケアホーム、一般住宅等への移行者数 16人

入院中の精神障害者の地域生活移行

平成23年度末までに減少を目指す数 33人

福祉施設から一般就労への移行等

平成23年度の年間一般就労移行者数 20人

4. サービスの見込み量とサービス提供体制確保のための方策

